	準中型免許及び準中型仮免許	二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの（以下この表において「特定普通免許標準試験車両」という。）
	普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び前軸輪距が一・三〇メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両
［略］	中型第二種免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両
［略］	中型仮免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及

	準中型免許及び準中型仮免許	最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動車で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び前軸輪距が一・三〇メートル以上のもの
	普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの 二　ＡＴ自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの
［同上］	中型第二種免許	乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・二〇メートル以上のもの
［同上］	中型仮免許	最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下の